

和歌山県博物館施設収蔵品管理データベース及び ポータルサイト制作等業務に係る公募型プロポーザルの実施について

和歌山県博物館施設収蔵品管理データベース及びポータルサイト制作等業務に係る公募型プロポーザルを実施します。

記

1 業務内容について

- (1) 業務件名
和歌山県博物館施設収蔵品管理データベース及びポータルサイト制作等業務
- (2) 業務の仕様書等
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託上限金額
5,265,000円

2 プロポーザル参加資格要件について

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項に該当しない者であること。ただし、同項第1号に該当する者であつて、同項に規定する特別の理由がある場合に該当する者については、この限りではない。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は同要綱附則第4項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者であり、その競争入札参加資格名簿の業務種目の大分類が「6 情報処理」、小分類が「3 開発・保守他」及び「5 ネット」であること。また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱い基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。
- (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (7) 国税、県税及び市町村民税について、完納している者であること。
- (8) 博物館等の収蔵品とその特性について十分な知識を有し、かつデータベース及びポータルサイトともに運用実績を有する者であること。なお、データベースについては公告の日から過去3年間において、3館以上の博物館・資料館等に導入した実績を有する者であること。

3 詳細については、別紙「実施要領」を参照してください。

4 担当課・問い合わせ先

和歌山県立近代美術館 総務課 担当 大西
和歌山市吹上一丁目4番14号
郵便番号 640-8137
電話番号 073-436-8690
ファクシミリ 073-436-1337
E-mail : oonisi_y0003@pref.wakayama.lg.jp